

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	下 松 市

## 下松市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 山口県下松市経済部農林水産課  
所 在 地 山口県下松市大手町三丁目 3 番 3 号  
電 話 番 号 0 8 3 3 - 4 5 - 1 8 4 4  
F A X 番 号 0 8 3 3 - 4 5 - 1 8 4 9  
メールアドレス nourin@city.kudamatsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カラス、タヌキ、アナグマ、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	下松市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	1.66ha	1,608千円
	芋類	0.28ha	626千円
サル	野菜・果樹類	0.35ha	1,192千円
シカ	目撃情報あり		
カラス	生活環境被害情報あり		
タヌキ	目撃情報あり		
アナグマ	目撃情報あり		
ヌートリア	目撃情報あり		

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシによる被害は年間を通じて中山間地域で発生しており、近年では、住宅地や笠戸島まで生息域が拡大している。被害の多くは、水稲・野菜などの農作物であるが、掘り起しによる畦畔、用水路の崩壊や住宅地の家庭菜園においても被害が発生している。</p> <p>・サルによる被害は、米川地区（下谷、瀬戸）に集中しており、野菜・果樹類に被害が発生している。近年では、住宅地や笠戸島でハナレザルの目撃情報が寄せられており、今後は、農作物への被害に加え、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>・シカによる被害は、現在発生していないが、来巻地区、切山地区及び米川地区の山中において目撃情報があり、今後、農作物等への被害の発生が懸念される。</p> <p>・カラスによる農作物の被害は、現在発生していないが、繁殖期に卵や雛を守るため、人間を威嚇する被害が発生している。</p> <p>・タヌキによる被害は、現在発生していないが、目撃情報が寄せられており、今後、農作物及び生活環境への被害の発生が懸念される。</p> <p>・アナグマによる被害は、現在発生していないが、目撃情報が寄せられており、今後、農作物及び生活環境への被害の発生が懸念される。</p> <p>・ヌートリアによる被害は、現在発生していないが、目撃情報が多数寄せられており、今後、農作物及び生活環境への被害の発生が懸念される。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害面積	1.94ha	1.68ha	1.60ha	1.53ha
	被害金額	2,234千円	1,932千円	1,841千円	1,761千円
サル	被害面積	0.35ha	0.31ha	0.29ha	0.28ha
	被害金額	1,192千円	1,056千円	988千円	954千円
合計	被害面積	2.29ha	1.99ha	1.89ha	1.81ha
	被害金額	3,426千円	2,988千円	2,829千円	2,715千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員、猟友会員による下松市鳥獣被害対策実施隊を設置し、銃器、わなによる捕獲活動を実施。</li> <li>・協議会にて、捕獲檻等を購入し下松市鳥獣被害対策実施隊へ貸出。</li> <li>・捕殺後放置することなく適正に処理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲者の高齢化に伴い、担い手の確保、育成が必要である。</li> <li>・捕獲者の技術、知識、意欲等の向上が必要である。</li> <li>・埋設場所の確保や作業が捕獲者の負担となっている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置に対する支援の実施（防護柵の設置に対し、市が補助金を交付している。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家の高齢化や過疎化等に伴い防護柵の設置や維持管理が困難な状況となっている。</li> <li>・個人での対応は限界があるため、集落での取組みを推進していく必要がある。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、被害が拡大している個所において、鳥獣被害防止対策研修会を実施。（イノシシやサルの基礎知識や被害防止対策等について説明）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物残渣、放置果樹の餌付け要因の除去などの鳥獣を寄せつけない環境づくり、防護柵設置の普及や啓発活動及び狩猟免許取得の促進が必要である。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

地元説明会等を開催し、地域住民の鳥獣被害防止に対する意識の向上を図り、集落を主体とした地域ぐるみによる被害防止対策を推進し、地域と行政が一体となった体制整備を進める。

また、防護柵設置の支援及び下松市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動により被害の軽減を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・狩猟免許を取得し猟友会へ入会した翌年度に、被害防止対策に積極的に取り組む者を下松市鳥獣被害対策実施隊員として任命する。
- ・被害住民等からの捕獲に関する要望や情報提供を受け、下松市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施する。
- ・下松市鳥獣被害対策実施隊は被害状況の調査及び効果的な捕獲方法を検討し、捕獲檻の増設や銃器による集中的な捕獲を実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	・有害鳥獣を捕獲した捕獲者に奨励金を支払う。 ・下松市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、出動した隊員に報酬を支払う。 ・効果的、効率的な捕獲用機材の導入により捕獲者の負担軽減を図る。 ・狩猟免許取得の促進や狩猟免許更新及び狩猟者登録申請費を助成し狩猟者の確保、育成を図る。
令和6年度	サル シカ	
令和7年度	カラス タヌキ アナグマ ヌートリア	

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・イノシシの捕獲実績は、令和元年度から233頭、414頭、373頭と推移している。生息域が拡大し住宅地等に出没するなど、市内全域で被害が発生していることから、年間を通じて必要な時期に実施することとし、捕獲計画数を420頭とする。</p> <p>・サルの捕獲実績は、令和元年度から1頭、3頭、3頭と推移している。米川地区においては、被害が増加傾向にある。また、ハナレザルによる人的被害の発生が懸念されるため、年間を通じて実施することとし、捕獲計画数を20頭とする。</p> <p>・シカの捕獲実績は無いが山間部で目撃情報があり、今後、農作物への被害の発生が懸念されるため、年間を通じて必要な時期に実施することとし、捕獲計画数を20頭とする。</p> <p>・カラスの捕獲実績は、令和元年度の2羽である。今後、農作物及び威嚇行為による人的被害の発生が懸念されるため、年間を通じて必要な時期に実施することとし、捕獲計画数を40羽とする。</p>

・タヌキの捕獲実績は、令和元年度から1頭、6頭、5頭と推移している。今後、農作物への被害の発生が懸念されるため、年間を通じて必要な時期に実施することとし、捕獲計画数を20頭とする。

・アナグマの捕獲実績は、令和元年度から0頭、2頭、1頭と推移している。今後、農作物への被害の発生が懸念されるため、年間を通じて必要な時期に実施することとし、捕獲計画数を20頭とする。

・ヌートリアの捕獲実績は無いが、河川敷等で多数の目撃情報があり、今後、被害の発生が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を20頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	420	420	420
シカ	20	20	20
サル	20	20	20
カラス	40	40	40
タヌキ	20	20	20
アナグマ	20	20	20
ヌートリア	20	20	20

#### 捕獲等の取組内容

(イノシシ、シカ)

・狩猟期間以外は、市街地を除く市内全域を対象に、わな、銃器による捕獲を実施する。

・狩猟期間は、休猟区、特定猟具使用禁止区域及び鳥獣保護区を対象に、わな、銃器による捕獲を実施する。

(サル)

・市街地及び鳥獣保護区を除く市内全域を対象に年間を通じて、わな、銃器による捕獲を実施する。

(カラス)

・市街地及び鳥獣保護区を除く市内全域を対象に年間を通じて、銃器による捕獲を実施する。

(タヌキ、アナグマ)

・狩猟期間以外は、市街地を除く市内全域を対象に、わなによる捕獲を実施する。

・狩猟期間は、休猟区及び鳥獣保護区を対象に、わなによる捕獲を実施する。

(ヌートリア)

・出没及び被害発生状況に応じて、わなによる捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル シカ	ワイヤーメッシュ 電気柵 トタン板	総設置延長 5,000m	総設置延長 5,000m	総設置延長 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル シカ	定期的な柵の補修 電気柵の電圧管理 柵周辺の草刈り	定期的な柵の補修 電気柵の電圧管理 柵周辺の草刈り	定期的な柵の補修 電気柵の電圧管理 柵周辺の草刈り

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

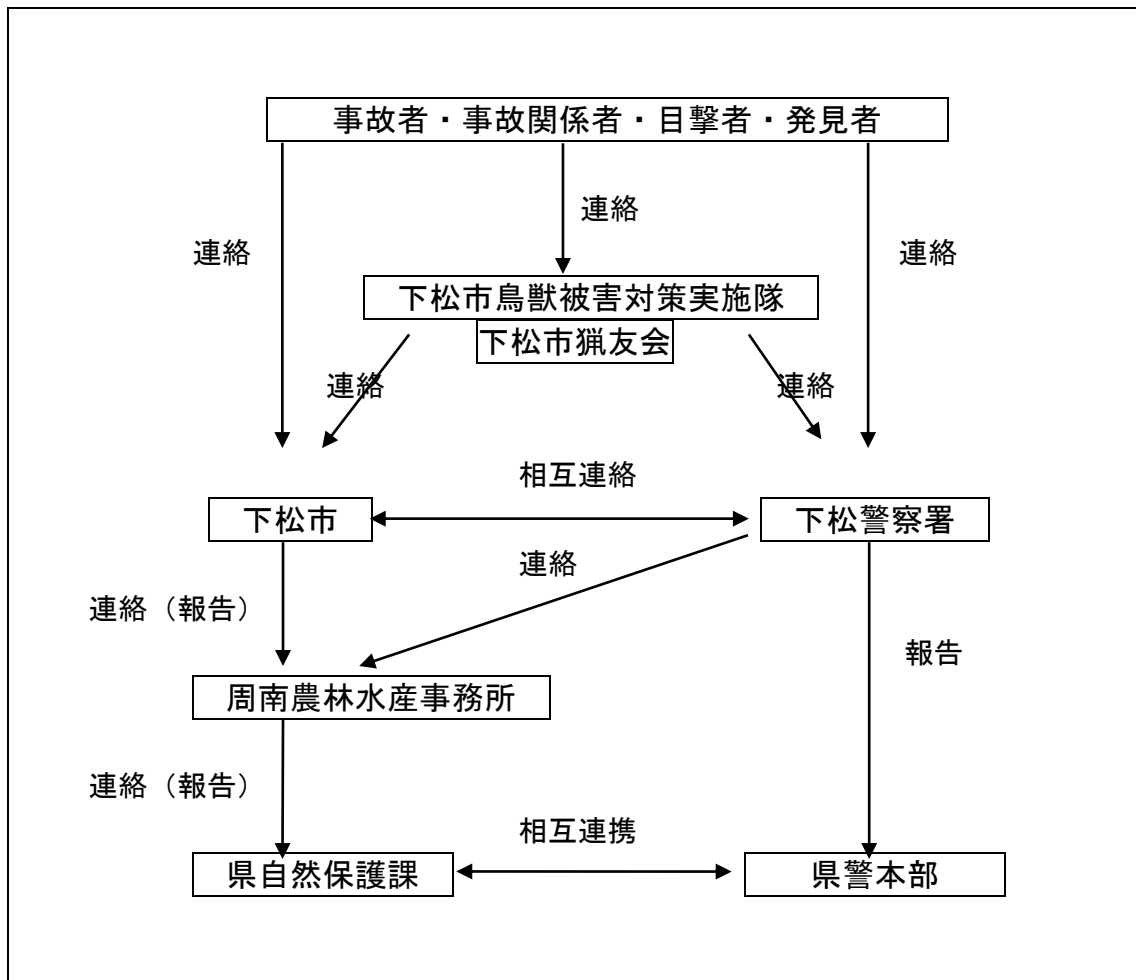
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	生息状況を調査の上、情報を地域住民と共有し、作物残渣、生ゴミの適正処理、放置果実・果樹の除去、防除柵の適正な設置・管理、出没した鳥獣の追払いなど、地域住民が主体的に被害防止対策を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和6年度	サル シカ カラス	
令和7年度	タヌキ アナグマ ヌートリア	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山口県周南農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導
下松警察署	警戒態勢に係る指揮、住民の安全確保
下松市農林水産課	関係機関等への周知、現地調査
下松市鳥獣被害対策実施隊	現地調査、有害鳥獣捕獲の実施
下松市猟友会	現地調査、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲した鳥獣は、捕殺後放置することなく適正に処理する。
- ・ 錯誤捕獲された個体は、原則として放鳥獣する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、今後の検討課題として、関係機関との情報交換や連携を密に行う。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下松市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
下松市農林水産課	事務局 協議会に関する連絡、調整
下松市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び鳥獣の保護管理に関する業務
山口県農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連の情報提供
山口県東部森林組合	有害鳥獣関連の情報提供
下松市農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供



(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県周南農林水産事務所 下松警察署	オブザーバーとして下松市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・下松市農林水産課長を隊長に置き、市職員及び猟友会員による下松市鳥獣被害対策実施隊を設置済みである。</li><li>・下松市鳥獣被害対策実施隊は、市長の指示に基づき対象有害鳥獣の個体数の減少を図るため、捕獲活動、情報収集等を行う。</li></ul> 令和5年2月末現在 隊員数71名（うち民間隊員59名）
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関して、近隣自治体と連携した一斉捕獲や情報交換会、研修会等を積極的に実施する。
------------------------------------------------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

自助・共助・公助による総合的な被害防止対策に取り組む。
-----------------------------